

小田川合流点付替え事業環境影響評価フォローアップ委員会 規約（案）

（名 称）

第１条 本会は、「小田川合流点付替え事業環境影響評価フォローアップ委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

（目 的）

第２条 委員会は、小田川合流点付替え事業の環境影響評価書に基づく環境保全措置及び事後調査の適正な実施等について、事業者への助言を行うことを目的とする。

（構 成）

第３条 委員会を構成する委員は別表のとおりとし、国土交通省中国地方整備局高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所長岡山河川事務所長が委嘱する。

２ 委員会には委員長を置くものとし、委員の互選によって選出する。

３ 委員長に事故等があるときは、委員長が予め指名する副委員長がその職務を代行する。

（運 営）

第４条 委員会は、委員長が会務を総括するとともに委員会の開催にあたって委員を招集する。

２ 委員会は、委員長が必要とした場合又は事務局より要請があった場合に開催する。

３ 委員会は、委員の２分の１以上の出席をもって成立する。なお、インターネット等を利用した参加も出席とする。

４ 委員長もしくは委員が、委員会の目的を遂行するために必要と認めた場合には、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

（公 開）

第５条 委員会は原則公開とし、公開方法については別途定める。

（部会の設置）

第６条 委員会は、必要に応じて専門部会を設けることができる。

（委員会事務局）

第７条 委員会の事務局は、国土交通省中国地方整備局高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所岡山河川事務所に置く。

（雑 則）

第８条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

（附 則）

本規約は平成３０年３月２７日から施行する。

令和３年９月２４日より、本改訂版を施行する。

令和７年 月 日より、本改訂版を施行する。

(別表)

小田川合流点付替え事業環境影響評価フォローアップ委員会 委員名簿

氏 名	所属・役職	担当分野
おくしま ゆういち 奥島 雄一	倉敷市立自然史博物館 学芸員	陸上昆虫類
かわら おさみ 河原 長美	岡山大学 名誉教授	水質、底生動物、廃棄物等
なかつ かずよし 中田 和義	岡山大学 学術研究院 環境生命自然科学学域教授	魚類
にしがき まこと 西垣 誠	岡山大学 名誉教授	地下水、地形及び地質、地盤沈下
にしやま さとし 西山 哲	岡山大学 学術研究院 環境生命自然科学学域教授	大気質、騒音、振動
はだ よしお 波田 善夫	岡山理科大学 名誉教授	植物
まるやま けんじ 丸山 健司	日本野鳥の会 岡山県支部 支部長	鳥類

(敬称略 五十音順)

小田川合流点付替え事業環境影響評価フォローアップ委員会 公開規定（案）

（目 的）

第1条 本規定は、小田川合流点付替え事業環境影響評価フォローアップ委員会（以下「委員会」という。）規約第5条に規定する、公開方法を定めるものである。

（委員会の公開方法）

第2条 委員会の議事は原則公開とする。なお、希少野生動植物等に指定されている生物の生息・生育場所等が具体的に特定されるおそれがある議事については、委員の合意を得て非公開とする。

2 公開することにより特定の者に不当な利益若しくは不利益を及ぼすおそれがある議事についても、前項と同様の扱いとする。

3 傍聴に必要な事項は別途定める。

4 委員会資料は原則公開とする。なお、希少野生動植物等に指定されている生物の生息・生育場所等が具体的に特定されるおそれがある資料、及び公開することにより特定の者に不当な利益若しくは不利益を及ぼすおそれがある資料については、委員の合意を得て非公開とする。

5 委員会の議事概要は、事務局が取りまとめ、前項で公開することとした資料と合わせて、速やかに国土交通省中国地方整備局高梁川―小田川緊急治水対策河川事務所岡山河川事務所WEBサイトにおいて公表する。なお、議事概要は、発言者の氏名及び第1項及び第2項により非公開とした議事に関する内容は除く。

（委員会の傍聴）

第3条 委員会を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）は、あらかじめ事務局に申し入れ、許可を得た者に限る。

2 委員会の撮影、録画、録音をしてはならない。ただし、あらかじめ事務局の許可を得た場合は、この限りではない。

3 委員長は、傍聴者が委員会進行を妨げ、会場の秩序を乱す行為、その他委員会の妨害となるような行為を行った場合には、傍聴者に退室を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

4 傍聴者は、事務局の指示に従わなければならない。

（その他）

第4条 本規定に定めるもののほか、必要な事項は、委員会で定める。

（附 則）

本規定は平成30年3月27日から施行する。

令和元年10月9日より、本改訂版を施行する。

令和7年 月 日より、本改訂版を施行する。